

令和8年度

文京区 私立幼稚園補助金のお知らせ

文京区では、私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の園児の保護者に対して、

- 「保育料に対する補助金」（「施設等利用費」「保護者負担軽減補助金」※詳細は3ページ）
- 「入園料補助金」
- 「預かり保育料に対する補助金」（子育てのための施設等利用給付認定が2・3号、又は「満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助申告書」を提出されている方のみ）

を交付します。

まず初めにこの案内の内容をよくお読みいただき、表紙又は本書7ページ上段に記載されている二次元コードよりご申請ください。年度に一回必ず申請が必要です。なお、本申請を行うと、上記記載のすべての補助金を申請したことになります。

在籍の実態及び利用実績等については、区から直接幼稚園に確認いたします。在籍園で利用した預かり保育料の実績は、区から直接確認いたします。ただし、認可外保育施設等の各月の利用実績等については、各自直接区へご提出ください。

〈目次〉

1	交付対象者について	2
2	各種補助制度について	4
3	「施設等利用費・保護者負担軽減補助金」補助金額（限度額）について	5
4	給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について	6
5	申請手続きについて	7
6	申請先及び提出期限について	11

【必ず申請が必要です】

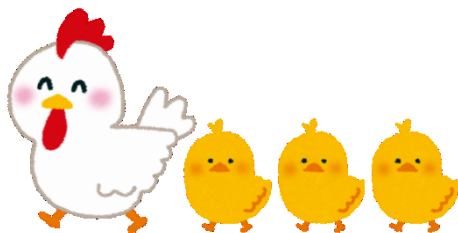
補助金申請はコチラから

（7ページにあるものと同一です）

※パンフレットを一読の上、ご申請ください



<https://logoform.jp/form/6KSu/1546496>



文京区子ども未来部幼児保育課施設給付・私立幼稚園担当

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター12階 TEL:03-5803-1823 (直通)

★このパンフレットは、令和9年5月末まで大切に保管して、ご活用ください★

※なお、当パンフレットの内容は令和8年5月現在の内容です。その後、変更が生じる場合もございます。

1 交付対象者について【はじめにご確認ください】

無償化の対象となるためには、幼稚園の在籍開始日より前に「子育てのための施設等利用給付認定(以下「認定」という。)」を受ける必要があります。認定申請を受けていない期間は補助金支給の対象外となります。なお、認定日は遡ることができず、認定がない期間は補助金の対象外となりますのでご注意ください。

- ・今年度新規入園された方については 3 月頃に認定通知書をお送りしております。ご自身が取得された認定については、お手元の認定通知書をご確認ください。認定を取得しているか確認したい場合には表紙記載の電話番号へお問い合わせください。
- ・新たに文京区へ転入された方は、転入日から 14 日以内に認定の申請をしてください。転入日から 14 日を超えた場合、区が申請を受け付けた日から認定開始となります。前自治体で認定を取得していた場合も転入後自治体で認定の取得が必要となりますので、必ずお手続きください。
- ・既に在籍しており、昨年度より補助金を支給されている場合には認定を取得されております。認定種別の変更や要件変更がない場合、改めての認定申請は必要ございません。

認定の種別とは・・・

- 1号認定 … 施設の利用を開始する時点で 3 歳から 5 歳までであり、保護者全員に「保育の必要性」※がない方
- 2号認定 … 施設の利用を開始する年度の 4 月 1 日時点で 3 歳から 5 歳までであり、保護者全員に「保育の必要性」がある方
- 3号認定 … 施設の利用を開始する年度の 4 月 1 日時点で 0 歳から 2 歳までであり、保護者全員に「保育の必要性」がある 非課税世帯の方 (認定期間は非課税の間のみ)

※「保育の必要性」についての詳細は 3 ページ「1-2 預かり保育部分まで対象」参照

※認定手続きに関する詳細については右記の二次元コード、又は URL からご確認ください。

同ページ内に認定申請の電子フォームもありますので、ご活用ください。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001703.html>」※補助金申請ではありません。



※【2号・3号認定を取得している方】は毎年 12 月頃に行われる現況確認を必ずご対応ください。現況届の提出がない方については最長で当年度 4 月まで遡って 2 号または 3 号認定の取り消しを行います。認定を取り消された期間の預かり保育料補助金については返還が必要になりますのでご注意ください。なお、対象者の方には 12 月頃に区より郵送でご案内いたしますので、現時点で「保育の必要性」の証明書類の提出は必要ございません。

【よくある！Q&A】

Q.認定の手続きをしていませんでしたが、その期間は補助対象になりますか？

A. 認定期間をお持ちでない期間は『補助金支給対象外』です！

至急、手続きを行うようにしてください。なお、認定開始日を遡ることはできませんのでご注意ください。

電子フォーム(<https://logoform.jp/form/6KSu/344575>)からもご申請いただけます。

！ 認定申請と今回の補助金申請は別の申請になります。認定を取得している場合も必ず補助金申請を行ってください。

※認定申請はあくまで補助対象となるための申請です。補助金の支給を受けるためには、必ず補助金申請が必要です。補助金申請がない場合には支給できません。

1-1 幼稚園基本部分が対象

⇒園児及び保護者（申請者）が、以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

- (1) 満3歳児クラスから5歳児クラスに在園していること(幼稚園が独自に実施している、プレ幼稚園は対象外です。)
- (2) 園児及び保護者(申請者)が文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していること
- (3) 園児及び保護者(申請者)が同一世帯であり、かつ生計を一つにしていること
※ 保護者の一方が単身赴任等で、園児と別世帯の場合は、現に園児と同居している方が申請者となります。
- (4) 保護者が幼稚園に入園料・保育料・その他学納金を納入していること
- (5) 認可保育所、認定こども園、企業主導型保育事業及び子ども・子育て支援新制度移行幼稚園に在園しながら、幼稚園を利用していないこと
- (6) 文京区から、認定(1号から3号認定のいずれか)を受けていること

1-2 預かり保育部分まで対象

⇒園児及び保護者（申請者）が、以下のすべてにあてはまる場合に交付対象となります。

- (1) 「1-1 幼稚園基本部分」の(1)から(5)までに該当すること
- (2) 文京区から、「保育の必要性」がある2号又は3号認定を受けていること(又は「満3歳児クラスに在籍する児童に係る預かり保育料の補助申告書」を提出していること)

※ 2号又は3号認定を受けるには、保護者全員が以下の要件のいずれかに該当している必要があります。

「保育の必要性」の事由	
就労(予定含む)(給与所得者・自営業者)	月48時間以上の就労をしている
就学	学校教育法に規定された学校等に在学している
求職活動	求職活動を継続的に行っている(原則 3 ヶ月。年度に一回のみ更新可※最長 6 ヶ月)
疾病	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有している
障害	
妊娠・出産	妊娠中又は出産直後(出産日から起算して 57 日目が経過する月の末日まで)である
看護・介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している
育児休業取得時の継続利用	園児のきょうだい(弟・妹)の育児休業を取得しながら、園児が引き続き在籍している幼稚園を利用している
その他法令で定めるもの	DV・虐待・災害復旧等(※詳細はお問合せください。)

！満3歳児クラスに在籍している場合、年齢要件から2号認定を取得することはできません。また、3号認定は非課税世帯であることが要件となるため、課税世帯の方は取得することができません。

ただし、認定申請とは別途「保育の必要性」を証明する申請をすることによって、在籍幼稚園での預かり保育料が補助される制度があります。申請を希望する場合には区へご連絡ください。



2 各種補助制度について

2-1 保育料に対する補助金

⇒世帯構成や所得状況により、金額が異なります。

- (1) 「施設等利用費」「保護者負担軽減補助金」の二種類があり、合算した金額が振り込まれます。
- (2) 補助金額の詳細は、5ページ「3「施設等利用費・保護者負担軽減補助金」補助金額(限度額)について」をご覧ください。
- (3) 補助対象経費は、園則に記載されている入園料・保育料及びその他学納金(全保護者が毎年支払うもの)(以下「保育料等」という。)です。
- (4) 保護者及びその他扶養者の区市町村民税所得割課税額の合計額(税額控除適用前)により、補助金額を決定します。
- (5) 補助金額は、保護者が幼稚園に納入した保育料等の金額を上限とします。補助金額が保育料等の金額を上回った場合は、補助金額を調整(減額)します(詳細は「参考:補助金の調整(減額)について」参照)。また、月途中に入園・退園、転入・転出した場合、日割りにて補助金額を決定します(1日付転入の場合は、転入月から起算します。)

2-2 入園時追加補助金

⇒同一園児1度のみ70,000円(上限)

- (1) 令和8年4月から令和9年3月までに新たに幼稚園へ入園した園児の保護者で、入園日以前から文京区に住民登録があり、現にそこに居住し、そこから通園している方が対象となります。
- (2) 入園料を支払っている場合のみ対象となります。なお、入園料が補助金額に満たない場合は、補助金額を調整(減額)します。
- (3) 過去に同一園児について文京区から入園料の補助金を受けた方は、対象外です。
- (4) 交付の時期は、原則下期となります。

2-3 預かり保育料に対する補助金

(詳細は10ページ『5-2 預かり保育料に対する補助金』をご確認ください)

⇒認定が2号又は3号の方が対象※1となります。

- (1) 2号認定者:〈日額450円×利用日数〉と〈月額11,300円〉のいずれか少ない額※2
- (2) 3号認定者:〈日額450円×利用日数〉と〈月額16,300円〉のいずれか少ない額※2

【例:1か月のうち、20日間預かり保育を利用し、10,000円支払った場合の補助月額 9,000円(日額450円×20日)】

※1 満3歳児クラスに在籍する児童については、両親が「保育の必要性」を有している場合、幼稚園での預かり保育のみ補助対象となります。別途申請が必要になりますので、区までお問い合わせください。

※2 令和8年10月以降に補助額が変更となります。詳細は10ページをご確認ください。

2-4 園則外徴収の副食費に対する補助金

⇒以下に該当する方は、別途補助制度があります。該当する場合は、区へ直接ご連絡ください。

※「2-1 保育料に対する補助金」に含まれている場合等、補助の対象とはならない場合があります。

- (1) 対象者:「①階層から③階層(「3「施設等利用費・保護者負担軽減補助金」補助金額(限度額)について」を参照)までの方」又は「第3子以降の方※1」
- (2) 対象経費:副食費(おかず・おやつ代等)※牛乳、おやつのみ提供及びお弁当については、対象外
- (3) 補助月額:上限4,900円

※1 子の算定方法については以下のとおりです。補助金額の算定とは異なりますのでご注意ください。

兄弟が小学校1~3年生の子ども及び幼稚園等に通園、入所又は利用している場合に限り、二人目を第2子、三人目を第3子として算定します。小学校4年生以上はきょうだい区分から除かれます。

例:小学校5年の長男(対象外)、小学校3年生の次男(第1子)、幼稚園年長の長女(第2子)

3 「施設等利用費・保護者負担軽減補助金」補助金額(限度額)について

階層 区分	区市町村民税所得割課税額※1 (世帯の合計税額、税額控除適用前)	補助金額(月額)			
		子区分※2	施設等利用費	保護者負担軽減 ※3	補助合計額
①	生活保護世帯	第1子	25,700円	13,700円	39,400円
		第2子			
		第3子以降			
②	区市町村民税非課税世帯 又は 区市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円以下)	第1子	25,700円	10,700円	36,400円
		第2子		13,700円	39,400円
		第3子以降			
③	区市町村民税所得割課税額が 1円～77,100円の世帯 (年収約360万円以下)	第1子	25,700円	9,300円	35,000円
		第2子		13,700円	39,400円
		第3子以降			
④	区市町村民税所得割課税額が 77,101円～211,200円の世帯 (年収約680万円以下)	第1子	25,700円	9,300円	35,000円
		第2子		13,100円	38,800円
		第3子以降			
⑤	区市町村民税所得割課税額が 211,201円～256,300円の世帯 (年収約730万円以下)	第1子	25,700円	9,300円	35,000円
		第2子		12,500円	38,200円
		第3子以降			
⑥	区市町村民税所得割課税額が 256,301円～372,100円の世帯 (年収約1,000万円以下)	第1子	25,700円	9,300円	35,000円
		第2子			
		第3子以降			
⑦	区市町村民税所得割課税額が 372,101円以上の世帯 (所得制限なし)	第1子	25,700円	9,300円	35,000円
		第2子			
		第3子以降			

※1 保護者負担軽減における補助金月額の算定は、以下のとおりです。

4月から8月まで…前年度(令和7年度)の区市町村民税所得割課税額

9月から翌年3月まで…当該年度(令和8年度)の区市町村民税所得割課税額

指定都市で課税されている方は、旧税率(6%)にて算出した市民税所得割課税額を用いて決定します。

※2 年齢にかかわらず、保護者と生計を一つにする子のうち一人目を第1子、二人目を第2子、三人目以降を第3子以降として算定します。

例: 小学校5年の長男(第1子)、小学校3年の次男(第2子)、幼稚園年長の長女(第3子)

※3 ひとり親世帯等の特例が適用される場合、〈②階層は①階層〉として、〈③階層は②階層〉として算定します。

※ 令和8年10月から補助金額の一部が変更となる予定です。ご注意ください。

参考:補助金の調整(減額)について

保護者の方の月額交付額を計算した結果、限度額の総額が、幼稚園に納める保育料等の額を上回っている場合は、以下の図のような形で調整(減額)をします。

【参考図(月額)】

保護者負担軽減補助金	この部分(差額)が 減額(調整)になります。
	保育料 その他学納金
施設等利用給付費	保育料 入園料
区からの交付金	保護者の方の負担

【よくある! Q&A】

Q. 「交付額決定通知書」が届きましたが、毎月園に支払っている金額より低い額で決定されています。どうしてでしょうか？

A. 補助金によって以下の通り対象となる経費が異なるため、対象にならなかった経費があったと考えられます。

- ① 施設等利用費:入園料・保育料 ② 保護者負担軽減補助金:保育料・その他学納金 ③ 入園料補助金:入園料 ※詳細は「交付額決定通知書」に同封する説明資料をご確認ください。

4 給付方法、交付時期及び決定通知の送付時期について

文京区では償還払いを採用しています。保育料等は幼稚園にお支払いください。その後文京区より、下記日程で電子申請に入力いただいた口座へ補助金を振り込みます。

支給時期	対象期間	補助金申請 提出〆切	交付額決定通知書	振込時期
上期	令和8年4月～令和8年9月	6月26日(金)提出分	11月中旬	11月中旬
下期	令和8年10月～令和9年3月	3月5日(金)提出分	5月中旬	5月中旬

※上期・下期どちらかに一度申請すれば通年分の補助金を支給いたします。なお、下期の補助金申請提出〆切に提出した場合、上期分は下期交付時に併せて支給いたします。

【よくある! Q&A】

Q. 上期の期限までに申請できませんでした。4月から9月までの補助金は受け取れますか？

A. 今年度の最終締切日までに電子申請いただければ、下期支給時に4月から3月までの補助金を交付します。なお、認定が無い期間については、補助金をお支払いすることはできません。



5 申請手続きについて

補助金申請はコチラから↓

5-1 補助金申請フォーム

(1) 全園児

電子申請により受付します。右図の二次元コード(表紙と同一)よりご申請ください。

本申請をすることによって、

- ・保育料に対する補助金
- ・入園補助金料
- ・預かり保育料に対する補助金 のすべてを申請したことになります。

年度ごとに申請が必要なため、昨年度申請した場合も必ず今年度申請をしてください。

※補助金申請は認定申請とは異なる申請です。フォームタイトルが「令和8年度文京区私立幼稚園(新制度園を除く)補助金申請」であることを確認した上で、ご申請ください。

※きょうだいがいる場合、園児ひとりにつき、一回申請が必要になります。

※年度内に転園した場合、転園前の幼稚園と転園先の幼稚園で2回申請が必要となります。



<https://logoform.jp/form/6KSu/1546496>

【申請時チェックリスト】

- 申請者及び申請児童を除く同一生計者を入力していますか？
- 申請者と口座名義人が合致していますか？
- 振込先口座の金融機関名と金融機関コード、支店名と支店コード、口座番号に誤りはありませんか？
- 8ページ記載の「(2) 該当者のみ」必要書類を添付する場合には添付していますか？
- 申請完了後、登録メールアドレス宛てに送信完了メールが届いていますか？

※上記のいずれかにが入っていない場合、区から不備確認のメールをお送りする場合がございます。
また、不備修正をしない場合には補助金が支払われないこともございますのでご注意ください。

【よくある！Q&A】

Q. 昨年度も申請しましたが、今年も申請する必要がありますか？

A. 毎年度必ず一回申請が必要です！ 補助金申請がない場合、補助金は支給されません。

なお、上期に申請をした場合、下期に申請をする必要はありません。園児ひとりにつき、一回ご申請ください。

Q. 申請後に振込先口座の変更や追加提出書類の提出をしたい場合にはどうすればいいですか？

A. 修正フォーム(<https://logoform.jp/form/6KSu/1547428>)より申請ください。

※こちらは補助金申請ではありません。必ず先に補助金申請をしてください。

修正フォーム QR



Q. 文京区に住んでいますが、区外の私立幼稚園に入園しました。文京区に補助金の申請はできますか？

A. 文京区に住民登録があり、原則として現にそこに居住し、そこから通園していれば、区外の私立幼稚園でも申請できます。

Q. 園児は母親と文京区に住み、父親は区外に住んでいます。どちらの自治体に申請すればいいですか？

A. 文京区(園児の住所地)に申請してください。園児と同居の保護者名にて申請していただくことになります。

Q. 同一年度内に転園をしました。以前に通園していた園で申請しましたが、再度申請する必要がありますか？

A. 1園ごとに申請をお願いしております。お手数ですが、転園後の施設分もご申請ください。

Q. 幼稚園は変わらず、7月15日に杉並区から文京区へ転入します。申請はどうすればいいですか？

A. 当該年度居住していた全ての自治体(この場合は杉並区と文京区)で認定申請と補助金申請が必要です。

まずは、転入日から 14 日以内に文京区で認定の手続きをし、その後、園から渡される補助金の申請書を提出してください。

7月分は原則、各自治体から日割りで支給されます(7月14日までが杉並区、15日以降が文京区)。

Q. 退園した(引越した)のですが、何か手続は必要ですか？

A. 次の事情が発生した場合は、速やかに文京区幼児保育課へ変更届をご提出ください。

なお、内容により他の書類をお願いする場合がございます。様式は窓口、区ホームページ(以下「区 HP」という。)にあります。

- ① 幼稚園を退園・転園
- ② 文京区内で転居
- ③ 文京区外へ転出(申請者のみがする場合を含む。)
- ④ 婚姻・離婚等により氏名や世帯の状況が変わる
- ⑤ 交付決定前に住民税の所得割額が変更された 等

変更届 QR



また、電子フォーム(<https://logoform.jp/form/6KSu/612391>)からもご申請いただけます。

(2) 該当者のみ

以下に該当する方は、申請時に必要書類を添付してください。

対象者	必要書類等 (注4)
ア 令和7年1月2日以降に文京区に転入された方	保護者全員(注1)の令和7、8年度住民税の所得割額が確認できる書類の写し※ ※令和8年1月1日時点で文京区に住民票がある場合は、令和7年度分のみ i 区市町村民税納税通知書の写し(見本 α 参照)
イ 単身赴任等で文京区以外に住民税を納めている保護者がいる方	ii 区市町村民税特別徴収税額の決定通知書の写し(見本 β 参照) iii 課税(非課税)証明書の写し(該当年1月1日時点で住民登録のあった区市町村で発行が可能です。) ※源泉徴収票・納税証明書では確認ができません。
ウ 父母の住民税額がいずれも非課税または所得割非課税に該当する方(注2)	・同居している親族(祖父母等)がおり、生計を一にしている場合は、同居親族で最も所得が高い方を申請書の「3 世帯の状況」に記載してください。 ・別居しているが、園児を健康保険等の扶養に入れている等、園児を扶養している親族がいる場合は、同じく申請書の「3 世帯の状況」に該当親族の名前を記載してください。なお、その親族が文京区外に居住している場合は、住民税額が分かる書類が必要です。
エ 令和6年1月～令和7年12月までの期間に海外で収入がある保護者がいる方	i 令和6年1月～令和6年12月までの国内外合わせた総収入を確認できる書類 ii 令和7年1月～令和7年12月までの国内外合わせた総収入を確認できる書類 (注3) ※外国語表記の場合は、日本語訳を添えてください。

(注1) 保護者全員とは、園児と生計を一にしている父母のことです。単身赴任、就学等により園児と同一の住所に住民登録していなくても、生計を一にしている場合は扶養者とみなします。

(注2) 父母ともに住民税が非課税の場合で、生計を一にしている同居親族や実際に園児を扶養している親族がいる場合は、その中で最も所得が高い方を「家計の主宰者」として、父母の税額に合算します。

(注3) 勤務先が発行する給与証明書、海外での税申告書等(区の様式(給与所得等証明書)でご提出いただくことも可能です。右記二次元コード及び以下 URL からご確認ください。)

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001707.html>」



(注4)ア、イ又はエに該当する方が必要書類を提出しなかった場合は、⑦階層として補助金額を算定します。

見本 α 納税通知書：自営業の方等住民税をご自身で納付される方

(文京区の様式となります。自治体によって多少様式が異なる場合があります。)

特別区民税・都民税納税通知書

整理番号

地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定により、特別区民税及び都民税の税額を決定したので、以下のとおり通知します。

課税地 (円)

備考

① 総所得金額等
② 所得控除合計
③ 税額控除等合計

上記金額の内訳は、別紙の「特別区民税・都民税内訳書」の①、②、③の該当箇所をご確認ください。

◎ 税額(納付額)が変更になった場合は、先に送付した納付書を差し替えてください。

文京区 総務部 税務課 課税第一・二係 電話番号 03(3812)7111 内線 2275~2285 デイタイム 03(5803)1154~5
午前8時30分から午後5時まで(土、日、休日、12月29日~1月3日を除く)

課税される所得金額 [①-②] 特別区民税額 都民税額

総所得・山林・退職
分権短期・長期譲渡所得
分離株式・先物等

(1) 小計
(2) 税額控除等合計額 ③
(3) 所得割額 [(1)-(2)]
(4) 均等割額

(5) 年税額 [(3)+(4)] (6) 特別徴収額(給与) (7) 特別徴収額(公的年金) (8) 差引普通徴収税額

変更前
変更後

(5) 年税額は、特別区民税と都民税ごとに100円未満を切り捨てた額の合計額です。(円)

★差引普通徴収税額

期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	随時期
税額					
⑩ 年税額					
戻付額					
納付額					
納期限					

納期

公的年金に係る特別徴収(年金からの引き落とし)の税額 支払者の法人番号

支払者の名称	公的年金の種類	徴収月	徴収額(円)	徴収月	次年度上半期税額(円)

※上記の太枠内の総額が(7)です。

税率等については、裏面に記載してありますので、ご確認ください。

(円)
(円)
⑩ 所得割額から控除で算出された差引普通徴収税額

見本 β 特別徴収税額の決定通知書：会社勤務の方等住民税が天引されている方

(文京区の様式となります。自治体によって多少様式が異なる場合があります。)

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得	主たる給与以外の合算所得区分	課税所得	特別区民税	都民税	特別徴収税額
所得						

所得控除
所得割額
均等割額
特別徴収税額
控除不足額
戻付額
変更前税額
増減額

所得控除合計②

特別区民税	都民税	特別徴収税額	納付額

納付額

徴収月 月 5 月分

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

氏名

住所

特定番号

姓名番号

問合せ先 文京区 総務部 税務課 課税第一・二係 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時まで
ダイヤルイン 03(5803)1154-5
※ 先方の方向にゆっくりとマイクに向かってください。

【よくある！Q&A】

- Q. 昨年は収入がなかったため、住民税の申告をしていません。何か影響はありますか？
- A. 所得がない方でも、被扶養者となっている場合を除いて、住民税の申告が必要となります。申告手続きをしてください。転入者以外で住民税の確認ができない場合、施設等利用費のみの支給となります。申告方法は各自自治体の税務課等にお問い合わせください。
- Q. 住民税の所得割額が確認できる書類の写しの提出が必要ですが、昨年度の補助金申請の際に提出している場合も、再度提出する必要はありますか？
- A. 昨年度の申請でご提出いただいている場合は、改めてご提出いただく必要はありません。
- Q. 住民税の所得割額が確認できる書類の写しの提出が必要ですが、上期の申請×切に間に合いませんでした。既に上期の支給を受けている場合、書類を提出したら遡って階層算定されますか？
- A. 上期支給時には最高階層として補助金を支給いたしますが、その後提出があった場合、新たに階層算定をいたします。その際、階層による補助金の差額が生じた場合には下期で清算いたします。
- Q. 昨年の1月1日は江戸川区に在住していたため、昨年度の住民税の所得割額が確認できる書類の写しを提出しなければなりませんが、今年の1月1日には文京区に在住していました。その場合も今年度の住民税額が確認できる書類の写しを提出する必要がありますか？
- A. 今年の1月1日に文京区に在住している場合、今年度の住民税額は区で確認できるため、昨年度の住民税額が確認できる書類の写し(課税証明書等)のみご提出ください。
- Q. 住民税の所得割額が確認できる書類の写しを提出しない場合、補助金はもらえませんか？
- A. 住民税の所得割額が確認できる書類の写しの提出が無かった場合は、⑦階層として算定を行い、その基準額に基づき交付いたします。※ ④階層から⑦階層の第1子は同額です。

5-2 預かり保育料に対する補助金(2号又は3号認定※を持っている方)

申請書に加え、以下の書類が必要となる場合があります。

幼稚園及び利用形態によって必要書類が異なりますので、ご注意ください。



【必要書類】

- (1) 幼稚園の預かり保育のみが無償化となる園に通園・・・**必要書類はありません。**

補助は〈日額450円×利用日数〉と実支出額のいずれか少ない額になります。

※令和8年10月より、補助額が「〈日額490円×利用日数〉と実支出額のいずれか少ない額」へ変更となります。

- (2) 幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等までが無償化の対象となる園に通園

① 幼稚園の預かり保育のみを利用している場合

⇒**必要書類はありません。**

② 幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等を利用している場合

⇒認可外保育施設等の利用実績については、**該当月分の支払証明書(区様式有)**を区に直接提出する必要があります。

(支払証明書(区様式)は右記二次元コード及び以下 URL からダウンロードできます。)

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001707.html>」



※幼稚園ごとの無償化対象範囲(認可外保育施設まで対象になるか等)は、以下二次元コード及び URL から確認できます。

「<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b023/p001715.html>」



補助は2号認定者の場合〈月額 11,300 円〉、3号認定者の場合〈月額 16,300 円〉と実支出額のいずれか少ない額になります。

※令和8年10月より、補助額が「2号認定者の場合〈月額 12,300 円〉、3号認定者の場合〈月額 17,700 円〉と実支出額のいずれか少ない額」へ変更となります。

※ 満3歳児クラスに在籍する児童については、両親が「保育の必要性」を有している場合、幼稚園での預かり保育のみ補助対象となります。別途申請が必要になりますので、区までお問い合わせください。

● 幼稚園の預かりと認可外の預かりを併用している場合 ●

補助上限額は、2号認定者の場合〈月額 11,300 円〉、3号認定者の場合〈月額 16,300 円〉となります(令和8年6月現在)。なお、補助上限額には幼稚園の預かり保育を利用した額も含まれます。

≪例:2号認定者で、幼稚園の預かりを10日利用し、認可外保育施設の預かり額が10,000円だった場合≫

・幼稚園の預かり補助額(450×10日=4,500円) + 認可外保育施設の預かり額(10,000円)

= 実支出額(14,500円)

・実支出額(14,500円) > 補助上限額(11,300円)

⇒ 補助額は「11,300円」

【よくある! Q&A】

Q. 幼稚園から預かり保育利用提供証明書(領収書)を渡されましたが、提出する必要がありますか?

A. 在園中の幼稚園で利用した預かり保育については、区から直接園に利用実績を確認します。提出の必要はありません。

Q. 認可外保育施設等の利用までが「預かり保育料に対する補助金」の支給対象となる幼稚園に通園しています。認可外保育施設等を利用しましたが、どのように手続きすれば良いですか？
A. 認可外保育施設ごとに、利用した月分すべての 支払証明書(区様式有) を幼児保育課へ直接、提出期限(「7申請先及び提出期限について」参照)までにご提出ください。区 HP に様式があります。
Q. 認可外保育施設等が無償化対象であるかは、どのように確認できますか？
A. 各施設に直接お問い合わせください。なお、自治体によっては HP 等で掲載されている場合があります。文京区では、「5-2 預かり保育料に対する補助金」の説明内に記載された二次元コード又は URL から確認が可能です。
Q. 現在の会社を退職し、大学院に入学します。引続き、預かり保育を利用しますが、預かり保育料の補助金をもらうにはどうすれば良いですか？
A. 「保育の必要性」の要件が変更となる場合は、改めて認定申請が必要です。「子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」、会社を退職した日が分かる書類及び新しい「保育の必要性」を証明する書類(要件が変更となる方)をご提出ください。なお、退職後から入学までに期間が空いている場合、その期間は預かり保育料に対する補助金を支給することはできません。様式等は区 HP をご確認ください。
Q. 就労要件で卒園まで2号認定を持っています。今後、就労証明書を提出する必要はありますか。
A. 「保育の必要性」を確認するため、最低、年に1度、「保育の必要性」を証明する書類の提出をお願いしています(現況確認:例年12月頃に該当者へ連絡)。提出が無い場合や認定の要件を確認できない場合は、認定期間の変更(短縮)することがありますので、ご注意ください。なお、2号認定のない期間は預かり補助が対象外となります。

6 申請先及び提出期限について

提出物	(区) 提出期限	提出先
補助金申請	【第一回】 <u>令和8年6月26日</u>	電子申請 ※年度に一回申請が必要です。
	【第二回】 <u>令和9年3月5日</u> (令和8年度の最終提出期限)	
支払証明書※ (預かり保育料)	【第一回】 <u>令和8年10月9日</u>	文京区幼児保育課 ※窓口もしくは郵送
	【第二回】 <u>令和9年4月8日</u> (令和8年度の最終提出期限)。	
注意事項	<u>最終提出期限を過ぎますと令和8年度の補助金は、原則交付できませんのでご注意ください!</u>	

※ 預かり保育の支払証明書(区様式)の提出が必要な方は、区へ直接ご提出ください。提出が無かった月については、給付の対象とはなりません。提出漏れが無いようご注意ください。

M E M O
